関島社会保険労務士事務所便り

2012 年 8月号

社会保険労務士・行政書士 関 島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2-7-12 電話:03-3609-7668 FAX:03-3609-5010 HP: http://www.srseki.info



生命表に見る生存年数・生存割合

厚生労働省が7月26日公表した2011年簡易生命表によると、日本人の平均寿命(ゼロ歳の平均余命)は男性79.44歳、女性85.90歳で、前年と比較して男性0.11歳、女性は0.40歳下回ったといいます。

東日本大震災があったといえ、平成 21

年をピークに低下が見られることが注目されます。

この生命表では、65 歳以上の生存者数の割合(表①)や寿命中位数表(表②半数が生存する年数)、特定年齢まで生存する者の割合(表③)も注目されています。

表③ 特定年齢まで生存する者の割合

(単位・04)

	表① 65 の生存 (単位	皆割合	(半数が生	表② 寿命中位数 (半数が生存する年数 (単位年)		
和暦	男	女	男	女		
昭和 22	•••	• • • •	59.28	64.45		
30	11.5	14.7	69.79	74.19		
40	12.1	16.0	72.00	77.04		
50	14.7	18.5	75.31	80.17		
60	16.8	21.2	78.06	83.38		
平成 7	18.0	23.2	79.49	85.73		
12	19.1	24.5	80.74	87.41		
13	19.4	24.8	81.08	87.72		
14	19.6	25.0	81.28	88.02		
15	19.6	25.1	81.35	88.09		
16	19.8	25.3	81.57	88.34		
17	19.8	25.2	81.56	88.34		
18	20.1	25.5	81.94	88.61		
19	20.2	25.6	82.11	88.77		
20	20.3	25.7	82.21	88.83		
21	20.6	26.0	82.55	89.20		
22	20.5	25.8	82.60	89.17		
23	20.5	25.6	82.55	88.98		

									\ #	位:%)
和暦	男			女						
直	40歳	65歳	75歳	90歳	95歳	40歳	65歳	75歳	90歳	95歳
昭和22年	68.0	39.8	18.5	0.9	0.1	70.9	49.1	29.0	2.0	0.2
25-27	81.8	55.1	29.4	2.0	0.3	83.2	62.8	40.5	4.0	0.6
30	87.0	61.8	34.6	2.7	0.5	89.0	70.6	47.6	6.2	1.3
35	89.7	64.8	36.1	2.3	0.4	92.2	75.2	51.5	6.0	1.2
40	92.6	69.1	39.9	2.3	0.3	95.0	80.0	57.1	6.5	1.2
45	93.7	72.1	43.5	3.5	0.6	96.1	82.6	61.2	8.6	1.9
50	95.1	76.8	51.0	5.4	1.1	96.9	86.1	67.8	12.0	2.9
55	96.1	79.4	55.7	7.1	1.5	97.6	88.5	72.7	16.0	4.2
60	96.7	81.1	60.2	9.4	2.2	98.0	90.1	76.9	21.2	6.4
平成2	97.1	82.6	63.0	11.6	3.0	98.3	91.3	79.8	26.3	9.0
7	97.2	83.3	63.8	12.8	3.4	98.4	91.6	81.2	30.9	11.9
12	97.5	84.7	66.7	17.3	5.7	98.6	92.6	83.7	38.8	17.7
13	97.6	85.1	67.5	18.2	6.2	98.6	92.8	84.2	40.1	18.9
14	97.7	85.4	68.2	18.9	6.6	98.6	92.9	84.5	41.4	20.1
15	97.6	85.3	68.4	19.0	6.6	98.6	93.0	84.8	41.7	20.1
16	97.7	85.7	69.1	19.8	7.0	98.7	93.0	85.0	42.8	21.1
17	97.7	85.7	69.3	19.3	6.5	98.7	93.1	85.1	42.7	20.8
18	97.8	86.1	70.3	20.6	7.3	98.7	93.3	85.5	43.9	21.9
19	97.8	86.4	70.8	21.0	7.6	98.7	93.3	85.8	44.5	22.4
20	97.9	86.6	71.2	21.1	7.5	98.7	93.4	86.0	44.8	22.4
21	97.9	86.7	71.9	22.2	8.2	98.8	93.6	86.5	46.4	23.7
22	97.9	87.0	72.2	21.5	7.3	98.8	93.6	86.5	46.2	22.8
23	97.8	86.9	71.9	21.3	72	98.6	93.1	85.9	45.4	22.1

- 注:1) 平成12年以前、平成17年及び平成22年は完全生命表による。
 - 2) 昭和45年以前は、沖縄県を除く値である。
 - 3) 生命表作成時点における死亡状況を一定不変とした場合の状況を表しており、現実の生存者の割合とは異なっている。

遺族年金が支給されるとき、されないとき

遺族基礎年金の支給要件

夫に先立たれた妻に支給される遺族年 金の受給資格は、亡くなった夫の年金歴で 判断されます。

遺族基礎年金は国民年金(厚生年金含む)に加入中や老齢基礎年金を受けている人、あるいは受けられるだけ(25年以上)かけた人が亡くなったとき、子(18歳未満・障害のときは20歳未満)のいる妻又は子(前同)に支給されます。

遺族基礎年金は、死亡月の前々月まで保険料を納めていなかった期間が 3 分の 1 以上ないこと、あるいは、死亡日の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないことが必要です。なお、この期間が保険料免除期間であっても受けられます。

遺族厚生年金の支給要件

サラリーマンの夫が亡くなるなど、遺族 厚生年金は次の要件を満たすときに支給 されます。保険料納付要件は国民年金の場 合と同じです。

- ①現職のサラリーマンの死亡
- ②病気退職後に死亡したときは、初診日から5年以内にその傷病が原因で死亡
- ③障害厚生年金1級・2級に該当する受給 者の死亡
- ④老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金 を受給中の人の死亡
- ⑤老齢厚生年金を受給できるだけの加入 年数がある人が老齢厚生年金を受給す る前の死亡

●保険料滞納期間が長いと遺族厚生年金は不支給になる



保険料納付済期間が死亡月の前々月までの全期間の 3 分の 2 以上なく、死亡月の前々月までの1年間保険料を納めていないため遺族厚生年金は不支給になります。

●死亡前の1年間保険料を納めていれば支給されます

退職後の死亡で初診日が在職中にあって、初診日から5年以内の死亡



在職中の死亡



在職中の死亡

保険料の滞納期間があっても、死亡月の前々月までの1年間以上厚生年金に加入していれば 遺族厚生年金が支給されます。

●遺族厚生年金には最低保障がある

遺族厚生年金は、最低でも300月(25年)加入していたこととして支給されます。

慶弔見舞金・慶弔休暇の支給実態

社員の慶弔や災害に対して会社が見舞金や休暇を付与することは、会社への信頼を深め、帰属意識を強化することになるため、多くの企業で実施しています。

また、そのときどきによって不公平にならないよう規程を定めているところが一般的です。

財団法人労務行政研究所が、平成23年1月~2月に実施した「慶弔見舞金、慶弔休暇に関する実態調査」の結果を紹介します。調査対象は、上場企業と上場企業に匹敵する資本金5億円以上かつ従業員500人以上の企業で、共済会等互助組織からの支給額は含まれていません。

慶弔見舞金の支給額(最多回答)

額		
第1子と同額		
i		
•		
5円台		
5円台		
•		
•		
円未満		
]未満		
`		
万円・ 万円・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

慶弔休暇の支給日数(最多回答)

結婚 本人の初婚	5 労働日
同 本人の再婚	初婚と同日数
同 子供	2 労働日
同 本人の兄弟姉妹	1 労働日
忌引休暇 配偶者	5 労働日
同 子供	5 労働日
同 本人の父母	5 労働日
同 本人の兄弟姉妹	3 労働日
同 祖父母	3 労働日
同 配偶者の父母	3 労働日

資料出所

「労政時報」第 3802 号 (11.7.22)

慶弔見舞金の支給率と平均支給額

慶弔見舞金	支給率(%)	平均支給額
本人の結婚 初婚	93.4	39,538 円
同 再婚	82.8	33,068 円
子供の結婚祝金	17.3	12,500 円
本人の出産祝金(第1子)	83.8	17,749 円
本人の死亡弔慰金	99.6	(保険に加入していない場合) 234,000円
配偶者の死亡弔慰金	97.1	52,995 円
本人傷病見舞金	79.4	(休業1ヵ月) 11,848 円
災害見舞金(全損失)	82.6	150,226 円

topic s

トピックス

●介護保険利用者が過去最高の 517 万人

2011 年度における介護保険サービス利用 者が 517 万人 (前年度比約 24 万人増) とな り、過去最高を更新したことが厚生労働省の 介護給付実態調査でわかった。このうち、要 介護者向けの介護サービスの利用者は約 420 万人 (同約 19 万人増)、より軽度な介護予防 サービスは約 127 万人 (同約 5 万人増) だっ た。(7 月 27 日)

●最低賃金 全国平均で7円引上げ

厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、今年度の最低賃金について全国平均で7円引上げる目安を示した。また、11 都道府県で起きている最低賃金が生活保護の受給額を下回る「逆転現象」については、2年以内に解消することを労使が確認した。(7月 25日)

●「消えた年金記録」2千万件以上が未解明

厚生労働省と日本年金機構は、いわゆる「消えた年金記録」(約5,000万件)について、約2,240万件の記録が未解明となっていることを明らかにした。同機構は「死亡などで手がかりがつかめない」としており、不明な記録が4割強残っている。コンピューターと紙台帳の突合作業は2013年度中に終了する予定。(7月25日)

●厚生年金保険料の滞納事業所が過去最多

厚生労働省は、2011年度に厚生年金保険料を滞納した事業所数が16万2,735件(前年度比274件増)となり、過去最多となったと発表した。滞納事業者数は厚生年金に加入する全事業所の約1割に達する。同省は、今年度

においても保険料を徴収する権限を国税庁に 委任し、悪質滞納者からの徴収を強化すると している。(7月24日)

●2030 年の就業者数は 850 万人減少

厚生労働省は、経済の低成長が続いて雇用 政策が進まなかった場合、2030年における就 業者数は 2010年時点より約 850万人少ない 約 5,450万人に減少するとの推計結果をまと めた。経済成長率を維持して高齢者や女性の 就労支援が進んだ場合は、減少数は約 210万 人にとどまるとしている。(7月 21日)

●中小企業情報をデータベース化

厚生労働省は、若い求職者が中小企業の情報をネットで簡単に検索できるよう、1万社以上の情報データベースを作成する方針を明らかにした。今秋から行い、企業を探しやすくすることや、企業側が求める人材を見つけやすくすることで、雇用のミスマッチを解消するのがねらい。日本商工会議所などとも連携して登録企業を増やしていく考え。(7月13日)

●「雇用調整助成金」助成率を引下げへ

厚生労働省は、休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」について、助成率を引き下げるとする見直し案を明らかにした。雇用情勢が持ち直してきたための措置で、大企業の助成率は来年4月から「2分の1」(現在は3分の2)、中小企業は「3分の2」(同5分の4)まで引き下げるとしている。被災3県(岩手、宮城、福島)については見直しの時期を半年程度遅らせる考え。(7月5日)